

# アメリカン・エクスプレスの カード会員規約

---



## 第1章 一般条項

### 第1条 (カードおよび会員)

1. 「カード」とは、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)(以下「当社」といいます。)が発行する次のカードをいい、カードの表面に提携金融機関・提携会社などの名称を付したアメリカン・エクスプレスのカードを含みます。
  - (1) センチュリオン®・カード
  - (2) プラチナ・カード®
  - (3) アメリカン・エクスプレス®・ゴールド・カード
  - (4) アメリカン・エクスプレス®・カード
  - (5) アメリカン・エクスプレス®・ブルー
  - (6) アメリカン・エクスプレス®・スカイ・トラベラー・カード
  - (7) アメリカン・エクスプレス®・スカイ・トラベラー・プレミア・カード
2. 「基本カード会員」とは、本規約を承認の上、当社にカードの申込みまたはこれに準ずる行為をし、当社が入会を認めた個人をいいます。当社は、基本カード会員に対し、1枚または複数のカードを発行し、貸与します。基本カード会員は原則として日本国内に住居を有する者に限ります。基本カード会員が海外に転出した場合には、当社は会員資格の再審査をすることがあります。
3. (1) 「家族カード会員」(本条第1項(1)(2)(5)のカードにおける「追加カード会員」を含むものとします。)とは、基本カード会員がその代理人として指定した者であって、自ら家族カード会員になることに同意し、当社が入会を認めた個人をいいます。
  - (2) 基本カード会員は、家族カード会員に対し、当社が家族会員用に発行したカード(以下「家族カード」といいます。)を基本カード会員の代理人として使用する権限を与えるものとし、家族カード会員は、基本カード会員の代理人として家族カードを使用するものとします。当該代理権授権の無効・取消し・撤回等は、第17条に定める退会手続が完了した場合を除き、当社に主張できないものとします。
  - (3) 基本カード会員は、家族カード会員による家族カードの使用状況等を管理するものとし、家族カード会員による家族カード使用により発生する債務その他家族カードに関して発生する一切の債務の責任を負うものとします。また、家族カード会員は、当社が家族カードの使用状況等を基本カード会員に対し通知することを承諾するものとします。
  - (4) 基本カード会員は、家族カード会員に対し本規約を遵守させるものとし、家族カード会員が本規約に違反した場

合には、当社に対して一切の責任を負うものとします。

4. 「会員」とは「基本カード会員」および「家族カード会員」をいいます。
5. 「カード利用代金等」とは、カードを利用して行った商品もしくは権利(以下「商品等」という。)の購入または役務の提供等を受けることに係る代金、通信販売に係る金額、年会費その他の料金または手数料およびこれらに課せられる消費税をいいます。

### 第2条 (カードの貸与および利用)

1. カードは、当社が発行し基本カード会員に貸与するもので、当社が所有権を有します。カードの表面または裏面には会員氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード等(以下「カード情報」といいます。)が印字または刻印されます。会員は、カードの貸与を受けたときは直ちにカード裏面の所定の欄に自署するものとします。
2. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を管理、使用するものとします。カードは、カード表面にその氏名が印字または刻印されカード裏面に署名した会員本人だけが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡または質入れしてはならず、その他当社の所有権を侵害することはできません。また、会員は、カード情報を他人に使用させることはできません。
3. 会員は、カードの表面または裏面に刻印されているカード有効期間の終了後、会員資格が一時停止されている期間、退会・会員資格の取消またはカードが無効とされた後は、カードを利用することはできません。
4. 当社は、当社が指定する国または地域におけるカードの利用をいつでも中止または停止することができます。
5. 当社は、会員のカード利用が本規約に違反する場合、または違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用またはその利用目的が適当でないとき当社が判断した場合には、カード利用の制限またはお断りをする場合があります。

### 第3条 (暗証番号)

1. 会員は、カード利用に必要な暗証番号を、当社に登録するものとします。会員からの登録がない場合、または、会員が登録した暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、当社が暗証番号を登録し通知することがあります。会員の暗証番号の登録、指定および利用に関しては、当社所定の手続に従っていただきます。会員が暗証番号を登録するに際し、生年月日、自宅電話番号等、第三者が容易に推測できる番号は使用しないものとします。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理する責任があります。カード利用の際、会員の暗証番号が使用された場合は、そのために生ずる一

切の債務は、第6条第3項の規定にかかわらず基本カード会員の負担となります。

3. 会員は、別途当社が定める手続に従い、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続が必要となります。

#### 第4条（カードの機能および付帯サービス・特典）

1. 会員は、カードの有効期間中、本規約の規定その他当社が定める方法および条件に従いカードまたはカード情報を使用することにより、本規約第2章（ショッピング条項）に定める機能およびその他当社が設定する機能を利用することができます。
2. 会員は、当社または提携会社が提供するカード付帯サービス・特典を、当社が別途定めるところに従い、利用することができます。ただし、会員は、退会し、または、その会員資格が取り消された場合には、付帯サービス・特典を利用する権利（既に取得した付帯サービス・特典に基づく権利行使を含む。）を失います。
3. 当社は、必要と認めた場合には、前項の付帯サービス・特典の内容の変更、または、提供の一部もしくは全部の中止をすることができるものとします。

#### 第5条（年会費等）

1. 会員は、保有する各カードにつき、所定の年会費およびこれに課せられる消費税等を当社にお支払いいただきます。一旦お支払いいただいた年会費は、退会または会員資格の取消しその他理由の如何を問わず返却いたしません。
2. 会員はカードの入会に当たり、所定の入会金およびこれに課せられる消費税等を当社にお支払いいただく場合があります。一旦お支払いいただいた入会金は、退会または会員資格の取消しその他理由の如何を問わず返却いたしません。

#### 第6条（カードの紛失・盗難、不正使用）

1. カードの紛失、盗難、不正使用があった場合、もしくは発行時・更新時等これを通常受け取るべき時に届かないことに気づいた場合には、会員は、直ちに最寄りの当社の営業所（海外においてはアメリカン・エクスプレスの営業所）にその旨を届け出るものとします。この場合には、会員は、最寄りの警察署に紛失届・被害届等を提出した上、その警察署より届出の受理を証明する文書または受理番号を入手して当社に提出するものとします。この他、会員は、不正使用者の発見および損害の防止軽減に必要な努力をし、当社または当社の契約する保険会社の指示に従って必要な手続を行い、その調査に協力するものとします。
2. 基本カード会員は、承諾したと否にかかわらず会員本人以外の者によるカードの利用またはカード情報の使用（本

条において「不正使用」といいます。）から生じたカード利用代金等をすべて支払うものとします。

3. 前項の規定にかかわらず、カードの紛失、盗難などについて本条第1項の届出がなされた場合においては、その届出を当社が受け取った日から遡って60日目以降に生じたカードの不正使用については、基本カード会員は、支払責任を負わないものとします。ただし、次の場合はこの限りでないものとします。
  - (1) 会員の故意または重大な過失に起因する場合。
  - (2) 会員の家族、同居人もしくは留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者がカードを紛失し、これを不正使用もしくは窃取した場合、またはこれらの者がカードの紛失、不正使用もしくは盗難に関与した場合。
  - (3) 会員が第2条第2項に違反して他人にカードを利用させ、または、他人にカード情報を使用させた場合。
  - (4) その他会員による本規約に違反する行為に起因して不正使用が生じた場合。
  - (5) 会員が当社または保険会社の行う被害状況調査等に協力しない場合、もしくは当社または保険会社が必要と判断する書類を提出しない場合。
  - (6) カード利用に際し、会員の暗証番号が使用された場合。

#### 第7条（届出事項の変更）

1. 会員は、その住所、氏名、Eメールアドレス、勤務先、職業、カード利用代金等の指定支払口座または支払方法等当社に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の届出がなかった場合においては、このために当社からの送付物その他の通知の到着が遅れ、またはこれらが到達しなくても、当社は、会員宛てに通常到達すべきときに届いているものとみなします。ただし、前項の届出を怠ったことにつき、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

#### 第8条（カードの更新・再発行）

1. 会員から更新カードの発行を希望しない旨の通知がない場合において、当社が引き続き会員として適格と認めるときには、カード表面または裏面記載の有効期間が満了するまでに更新カードを発行します。
2. 会員は、カードの紛失・盗難、破損等の場合は、当社が別途定める手続に従い当社にカードの再発行を申し込み、当社が認めた場合に再発行を受けることができます。また、当社は、カード情報の管理等の業務上の必要が生じた場合は、会員番号の変更および会員に貸与するカードの再発行ができるものとします。なお、カードが再発行される場合には、カード番号・有効期間が変更されます。また、基本カード会員および

家族カード会員に貸与されたカードのうち一枚につきカード番号の変更・再発行がされる場合、他のカードについてもカード番号の変更・再発行がされることがあります。

## 第2章 ショッピング条項

### 第9条 (加盟店でのカードの利用)

1. 会員は、カードを利用して、当社、当社の関連会社、または提携会社が指定する国内外のアメリカン・エクスプレス・カード取扱加盟店(以下「加盟店」といいます。)\*で商品等の購入、役務の提供等を受けることができます。会員は、加盟店でカードを提示して使用する際、加盟店の指示に従い、カード利用代金等の明細を記載した売上票にカード裏面の署名と同じ署名をし、もしくは、加盟店の端末機に暗証番号を入力し、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うものとします。ただし、会員がカード利用の意思を明確にして行う次の各号の取引等については、会員の署名または暗証番号の入力のない売上票を当社または加盟店において作成する場合があります。
  - (1)電話、郵便、インターネット等を通じて行う通信販売等の取引。
  - (2)カードや会員番号と暗証番号を用いて行う取引。
  - (3)当社と加盟店との取決めにより、売上票への会員の署名を省略する取引。
  - (4)その他当社が随時定め、会員に告知する取引。
2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、会員番号・有効期限等を加盟店に事前に登録することにより、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金等の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、会員番号・有効期間等が変更されもしくは退会・会員資格取消し等によりカードが無効となったときには、その旨を加盟店に通知の上、決済手段の変更手続を行うものとします。会員がかかる手続を怠った場合には、退会・会員資格取消し等によりカードが無効となった後であっても登録されたカードによって決済がなされる場合があります、会員はその利用代金等の支払の責を負うものとします。以上の規定にかかわらず、会員は、当社から一部の加盟店(その決済代行機関等を含む。)\*に対して、会員に代わり、会員番号・有効期限の変更およびカードの無効情報を通知する場合がありますことをあらかじめ承諾するものとします。
3. カードは、会員が個人的に消費するための商品等の購入または役務の提供等を受けることでの決済に通常利用するものであって、転売または換金目的で利用することはできません。この他、過去の商品等の購入または役務の提供等に係る債務の精算にカードを利用することはできません。
4. カードによる物品等の購入またはサービスの提供の受領を取り消す場合は、当社所定の手続によるものとします。ま

た、その払戻しは当社を通じてこれを行い、現金等での払戻しはいたしません。

5. 会員によるカード利用には、原則として、当社(当社が業務委託する者を含みます。本項において同じ。)\*の承認が必要となり、加盟店は、当社に対して取引内容や利用金額等の情報提供をした上で利用承認に関する照会を行います。また、会員は、(1)第三者によるカードの不正利用を防止する目的等のため、当社が利用承認を保留することがあること、および(2)会員本人の利用であることを確認するため、会員に対して直接、電話、Eメール、SMS等の方法により連絡をして、本人確認・利用確認の手続等することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。
6. 会員は、当社または当社の加盟店業務委託先と加盟店との間の加盟店契約の内容に従い、加盟店でのカード利用による取引の結果発生した加盟店の会員に対する債権を、(1)当該加盟店から直接または第三者を経由して当社に対して譲渡されること、または、(2)会員からの委託に基づいて当社が立替払いをすることにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

### 第10条 (カードにより加入する保険)

1. カードを利用して保険(当社を代理店とするもの。共済を含む。以下同じ。)\*に加入する場合、会員は、当社が会員のために期日に保険会社に対して保険料の支払をすることを了承するとともに、別段の合意あるときを除いて第13条に定めるところに従って当社への支払をするものとします。
2. カードにより加入した保険の継続を中止しようとするときは、会員はその旨文書により当社またはその保険の引受保険会社に申し出るものとします。
3. カードが解約その他により失効した場合または第13条に定めるところに従って当社への支払が行われない場合には、当社は保険会社に対する保険料の支払を中止することができるものとし、保険料の支払が中止されたときはその保険は解約扱いとなります。この場合、継続可能な保険について会員が継続を希望するときは、継続に必要な手続は会員において直接保険会社との間でとっていただきます。
4. 会員は各保険加入申込みの条件に定める諸条項および本規約の諸条項に拘束されるものとします。
5. 当社は保険業法その他関連法令を遵守し、会員の代理人または受託者としてではなく、保険会社・共済の代理人として、会員向けの保険会社・保険商品・共済を選定しております。保険会社・共済から当社に対して、保険会社・共済の定める料率に基づき代理店手数料・代理所手数料が支払われます。また、一部の保険商品については、国外の当社の関連会社が再保険を引き受け、再保険収益を得る場合もあります。会員向けの保険商品・共済の選定にあたっては、このよ

うな保険会社・共済との間の取り決めを考慮する場合があります。かかる保険商品・共済への加入は任意です。

## 第 11 条 (加盟店との紛議)

1. 当社は、カードの利用拒絶等の加盟店の措置または物品もしくはサービスの瑕疵について責任を負いません。会員がカードにより購入または提供を受けた商品等またはサービスに関する紛議は、会員と加盟店との間で解決するものとし、紛議の解決の有無にかかわらず、会員は、当社に対してそのカード利用料金等の支払の責任を負います。
2. 会員は、加盟店に対し、見本、カタログ等により購入した商品等および提供を受けたサービス等に関し、引き渡された商品等が見本、カタログ等と相違している場合には、会員と加盟店との契約に基づいて、商品の交換またはサービスの再提供を申し出るか、または当該売買契約の解除もしくはサービス提供契約の解除ができるものとし、

## 第 12 条 (カード利用料金等の支払区分)

加盟店でのカード利用料金等の支払区分は、1回払いとします。ただし、特約の適用がある場合はその限りではありません。

# 第 3 章 カード利用料金等の支払

## 第 13 条 (カード利用料金等の支払)

1. 基本カード会員は、本人および家族カード会員の各カードについて生じた一切のカード利用料金等についてその支払の責を負うものとし、
2. 当社は、カード利用料金等を別途定める毎月の所定日に締め切り、各基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付し、または別途合意するところに従い電磁的方法により交付します。この『ご利用代金明細書』には、家族カードに関して生じたすべてのカード利用料金等も含むものとし、当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を受け取ってから、2週間以内に会員からの申出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。カード利用料金等は、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日(ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。)に、基本カード会員指定の支払口座からの自動振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとし、基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得てこの支払方法を自動振替以外の支払方法に代えることができ、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。

## 第 14 条 (外貨建てのカード利用料金等の円換算等)

1. カード利用料金等が外貨建てで生じた場合には、American Express Exposure Management Ltd.(以下「AEEML」)が日本円に換算します。この換算は、アメリカン・エクスプレスにおけるカード利用料金等の処理日に行われ、当該カード利用料金等のアメリカン・エクスプレスへの提出時期により実際のカード利用日と異なることがあります。
2. 前項の円換算に際しては、カード利用料金等が米ドル以外の外貨建てで生じた場合には、米ドルを介しての円換算、すなわちカード利用料金等を一旦米ドルに換算後これを円換算します。また、カード利用料金等が米ドル建てで生じた場合には、直接円換算します。法令により特定の換算レートの適用が義務付けられている場合、または協定もしくは現地の慣例により当該カード利用料金等に関して特定の換算レートが使用される場合を除き、AEEMLによる円換算に際しては、AEEMLが日本国外で所有し管理するアメリカン・エクスプレス財務システムを利用し、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報から選択した銀行間レートを基に、2%の外貨取扱手数料を加えた(ただし、米ドルを介しての円換算の場合、当該手数料が重複して課せられることはありません。)換算レートを使用するものとし、会員はこれに理解・同意するものとし、この外貨取扱手数料は American Express Travel Related Services Company, Inc. もしくはその関連会社の収益となります。なお、カード利用料金等がアメリカン・エクスプレスに提出される前に第三者により換算される場合、適用される換算レートは当該第三者が決定するものとし、
3. ①外貨建てのカード利用が取り消された場合の取消されるべき金額の円換算、および②付加価値税の還付金の円換算は、当該カード利用の取消処理がアメリカン・エクスプレスで行われる処理日を換算日として、前2項の規定に準じるものとし、
4. 前3項の規定にかかわらず、一部の海外加盟店でのカード利用に際して、加盟店から外貨建ての利用金額とともに、加盟店が独自に定めるレートにより換算した円建ての利用金額の提示がある場合において、会員が円建ての利用金額によることを選択したときは、当該円建て金額をカード利用料金等として請求します。なお、かかる場合において、会員が当該カード利用を取り消した場合、取消金額は外貨建てで生じることがあり、その場合取り消すべき金額の円換算は前3項に従います。

## 第 15 条 (遅延損害金その他カード利用料金等の支払の過不足の処理)

1. 会員が、第13条第2項に規定する支払期日にお支払いいただけなかった場合は、お支払いいただくべき金額に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、または本規約に基づき

期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済に至るまで、実質年率14.6%の遅延損害金を年365日(うるう年は366日)の日割計算で請求させていただきます。

2. 会員が本規約に基づく支払を怠り、当社の催告に応じないときは、会員は、当社のとる措置に服するものとし、当社が法的手続に要した一切の費用(弁護士費用を含むものとし、)を負担していただきます。
3. お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りない場合、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても、会員は、異議のないものといたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。
4. 当社は、会員の加盟店でのカード利用の取消しその他原因の如何を問わずカードについて過払い状態が生じた場合、当該差額につき基本カード会員の当社に対する期限到来前または将来発生する債務に充当することができるものとします。ただし、基本カード会員から振込返金の依頼があった場合は、当社はそれに従うものとします。

## 第4章 その他

### 第16条 (期限の利益の喪失)

1. 基本カード会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、この規約に定める支払期限にかかわらず、当社からの通知・催告なしに当然に期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額(全ての支払区分に係るカード利用代金等を含む。)を支払うものとします。
  - (1)支払期日にカード利用代金等の支払を一回でも遅延した場合。ただし、次号の場合を除く。
  - (2)特約に基づくペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。特約に基づいてペイフレックス、ボーナス一括払いまたは分割払いを利用して購入した商品等について、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をした場合。
  - (3)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合、または一般の支払を停止した場合。
  - (4)差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けた場合。
  - (5)会員または会員の経営する会社が破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更正その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの申立てをした場合。
  - (6)会員が第21条第1項各号のいずれかに該当した場合また

は同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。

2. 基本カード会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社からの請求により期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額を支払うものとします。
  - (1)本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。
  - (2)基本カード会員について、相続が開始された場合。
  - (3)会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。
  - (4)第18条第1項に基づく会員資格の取消しがあった場合、その他、会員の信用状態が著しく悪化した場合。

### 第17条 (退会)

1. 基本カード会員が退会しようとするときは、当社にその届出をするとともに、そのカードを半分に切断して、切断したカードを当社に返却するものとします。また、切断できない場合には当社の指示に従うものとします。家族カードを発行している場合には、家族カード会員も同時に退会となりますので、基本カード会員より家族カード会員に対して退会した旨を通知するとともに家族カード会員のカードも半分に切断して直ちに当社に返却し、当社に対する支払債務の全額を直ちにお支払いいただきます。ただし、当社が認める場合は、この規約に定める支払方法によることのできるものとします。
2. 基本カード会員が家族カード会員のみでの退会の届出を当社に行う場合は、そのカードの返却を前項に従って行っていただきます。
3. 基本カード会員は、当社に退会の届出をした後も、そのカードおよび家族カード会員のカードに関して生じた一切のカード利用代金等についてその支払の責を負うものとします。

### 第18条 (会員資格の一時停止および取消し)

1. 当社は、次の各号に1つでも該当した場合には、あらかじめ通知することなく、いつでも会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取消しをすることができるものとします。この場合、家族カード会員は、基本カード会員に対する当社の措置に従うものとします。当社が本条項に基づく措置をとったことにより、会員にいかなる損害、費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとします。
  - (1)入会申込書記載事項その他、会員が当社に申し出た事項に虚偽の内容があった場合。
  - (2)会員が本規約の条項その他当社との合意事項に違反し

た場合。

- (3) 会員が当社に対する債務の履行を怠った場合(ただし、ペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合にあっては、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。)
  - (4) 会員の信用状態が悪化したと当社が認めた場合。会員の所在が不明となった場合を含む。
  - (5) 会員が第21条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。
  - (6) 会員が当社から複数のカードを貸与されている場合で、他のカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。
  - (7) 入会後相当期間内に、当社の定める本人確認手続きが完了しない場合。
  - (8) その他、会員のカード利用またはその利用目的等が適当でないと当社が認めた場合。現金を取得することを目的として、カードが利用されたと当社が認めた場合を含む。
2. 当社は、会員資格が取り消された会員の氏名および会員番号を無効番号通知書に掲載し、加盟店に通知することができます。会員資格を取り消された会員は、直ちにカードを半分に切断の上、当社に返却するものとします。

## 第 19 条 (適用法規・合意管轄裁判所)

1. カードの発行または使用に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。
2. 会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地、または当社の日本における営業所、各支店を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第 20 条 (本規約の改定および債権・契約上の地位の譲渡)

1. 当社は基本カード会員に対し文書またはその他の方法により通知することによって、または当社のウェブサイトへの掲載等による公表を行うことによって、本規約を改定することができます。会員がかかる通知・公表の後にカードを使用した場合、会員は改定後の規約に拘束されるものとします。
2. 当社は、いつでも会員に対して事前の通知をすることなく、この規約に基づく債権および契約上の地位を譲渡することができます。当社は、金融機関等と提携またはこれに準じる関係の下で発行するカードに関して、当該提携関係等が終了した場合、会員に対して事前に通知した上で、当該提携カードの発行を終了することができるものとします。

## 第 21 条 (反社会的勢力でないことの表明・確約)

1. 会員は、会員が、現在かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (6) 前各号の共生者
  - (7) その他前各号に準ずると当社が認めた者
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の号のいずれの行為も行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

<お問い合わせ・ご相談窓口>

\*商品等のご購入契約についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用になった加盟店にご連絡ください。

\*カード利用代金等のお支払についてのお問い合わせ・ご相談は、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまたはカード裏面に記載のアメリカン・エクスプレスの連絡先までご連絡ください。

\*アメリカン・エクスプレスのホームページアドレス：  
<https://www.americanexpress.co.jp>

「メンバーシップ・サービス・センター」

各メンバーシップ・サービス・センターの名称と電話番号は以下の通りです。

アメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード会員:

電話:0120-010120

アメリカン・エクスプレス・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・カード会員:

電話0120-020120

アメリカン・エクスプレス・ブルー会員:

電話03-3220-6580

「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」

〒167-8001 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号  
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポ  
レイテッド(日本支社)

(2019年2月1日改定)

## ペイフレックス特約

### 第1条 (総則)

1. 本特約はアメリカン・エクスプレスのカード会員規約(以下「会員規約」といいます)の一部を構成し、カード利用代金等の支払区分に関する特則を定めるものです。この特約に定める事項以外は、会員規約が適用されるものとします。
2. 本特約は、次条に定めるペイフレックス登録をされた会員がペイフレックスを利用したときに、会員により承諾されたものとみなされます。

### 第2条 (ペイフレックス登録)

1. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)(以下「当社」といいます)が発行するカードのうち当社が指定するカードの基本カード会員は、(1)当社に対して所定の方法で申込みをし、当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合、または、(2)あらかじめ当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合(ただし、当社は、基本カード会員からかかるサービスの利用を希望しない旨の申し出があった場合、利用登録を解除するものとします)、(以下(1)(2)あわせて「ペイフレックス登録」といいます)、本特約および会員規約に従い、ペイフレックスを利用できるものとします。会員が当社の発行する複数のカードを貸与されている場合、ペイフレックス登録はカードを特定した上で行います。
2. 当社は、必要があると認める場合(カードの再発行等によりカード番号の変更が生じた場合を含む)には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のペイフレックス登録を解除し、またはペイフレックスの利用を一時停止することができるものとします。
3. ペイフレックス登録は、原則として日本国内に住居を有する会員に限り認められます。また、支払方法として会員指定の支払口座からの自動振替の方法をとっている場合に限り認められます。会員が、これらの条件を満たさなくなった場合、ペイフレックスの登録および利用については当社の指示に従うものとします。
4. 会員は、いつでもペイフレックス登録を解除できますが、その場合には、当社からの請求に基づき、ペイフレックス利用

代金の未決済残高を一括でお支払いいただきます。

### 第3条 (ペイフレックスの利用)

ペイフレックスには、次の二つの方式があり、基本カード会員が事前を選択し登録したいずれか一方の方式のみを利用できるものとします。なお、あらかじめ当社がいずれかの方式を指定して登録しておく場合があります。基本カード会員は、当社が認めた場合、当社所定の手続により、もう一方の方式に登録を変更することができますが、従来の登録に基づき変更前になされたペイフレックスの利用に影響しません。なお、ペイフレックス登録後においては、当社は基本カード会員のEメールアドレス宛てに、当社が必要と認めた場合、締切日等重要事項について通知します。

#### (1)ペイフレックス(自動リボ変更方式)

会員規約第12条に規定する1回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用(ただし、加盟店の種類、利用内容の性質等により当社が対象外とするものを除く。次号において同じ。)につき、その金額(カード利用代金等が外貨建てで生じた場合には、会員規約第14条に基づく円換算金額とします。)があらかじめ基本カード会員が所定の方法で設定した金額(以下「ペイフレックス払い設定金額」といいます。)を超える場合には、当該利用についてリボルビング払いの指定があったものとして取り扱う方式をいいます。ただし、ペイフレックス払い設定金額を超えるカード利用であっても、その利用金額が単独で、または、ペイフレックス利用代金の未決済残高があるときにあっては当該未決済残高と合算した金額が、次条に規定するリボルビング払い利用可能枠を超える場合は、当該カード利用はペイフレックスの対象とはなりません。

#### (2)ペイフレックスあとリボ(利用後にリボ変更を指定する方式)

会員規約第12条に規定する1回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用につき、基本カード会員が、当社が定める毎月の変更締切日までに所定の方法で支払区分変更の申出を行い、当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いの指定があったものとして取り扱う方式をいいます。

### 第4条 (リボルビング払い利用可能枠)

1. 当社は、ペイフレックス登録に際して、基本カード会員ごとにリボルビング払い利用可能枠を設定し、対象カードを特定の上、所定の方法で基本カード会員に対し通知します。
2. 当社は会員のカード利用状況や信用状況等を勘案し必要と認める場合には、特段の通知をせず随時リボルビング払い利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、当社は、基本カード会員から増額を希望しない旨の申出があった場合は、従前の利用可能枠に戻すものとします。



3. リボルビング払い利用可能枠は、基本カード会員および家族カード会員のペイフレックス利用代金の未決済残高について適用され、会員は、リボルビング払い利用可能枠を超えない範囲内でペイフレックスを利用できるものとします。なお、リボルビング払い利用可能枠超過の判断は、当社のシステム上行うものとし、ペイフレックス利用代金の支払があった場合でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。
4. 本条に基づくリボルビング払い利用可能枠に加え、当社が別に定めるボーナス一括払い・分割払い特約に基づくボーナス一括払い・分割払い利用可能枠の設定がされる場合、その総計は割賦販売法に定める上限を超えないものとします。また、会員が複数のカードを貸与されている場合において複数のカードにそれぞれ利用可能枠が設定される場合も同様とします。

### 第5条（ペイフレックス利用代金の支払）

1. ペイフレックス利用代金とは、ペイフレックスの適用に基づきリボルビング払いとして扱われるカード利用代金等を言います。基本カード会員は、毎月の締切日におけるペイフレックス利用代金の未決済残高に応じて、次条に定める手数料と元本との合計額として、別表(1)の弁済額表の中から当社があらかじめ指定し、基本カード会員に対して通知した方法に基づく弁済金(ただし、締切日の残高と手数料との合計額が弁済金に満たない時はその合計額)を支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、毎月の締切日において、ペイフレックス利用代金の未決済合計額が、リボルビング払い利用可能枠を超過した場合、会員はその超える金額を、当社からの請求に基づき、前項の弁済金と合わせて、一括払いにより支払っていただくものとします。
3. 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第13条第2項に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。
4. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を受領後、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、ペイフレックス利用代金に係る債務の全部または一部を随時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第15条第3項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、ペイフレックス利用代金に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないもの

といたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。

### 第6条（ペイフレックスに係る手数料）

1. ペイフレックス利用代金については、各明細書作成対象期間(前月の明細書作成対象日の翌日から当月の明細書作成日までの期間)の各日の未決済残高に対して当社が別途定め基本カード会員に通知する実質年率による手数料を年365日(うるう年の場合は366日)の日割計算でお支払いいただきます。ただし、各々の利用につき利用日から起算して最初に到来する明細書作成日までの期間については、手数料計算の対象となりません。
2. ペイフレックス利用代金に対する手数料、毎月の弁済金の具体的算定例は別表(2)のとおりです。
3. 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、随時会員に通知することによって、当該手数料率を変更することができるものとします。変更後の手数料率は、別段の定めがない限り、変更日におけるペイフレックス利用代金の未決済残高および以降の未決済残高に対し適用されるものとします。

### 第7条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、ペイフレックスを利用して購入した商品等について次の事由が存するときは、会員規約第11条第1項にかかわらず、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、カード利用代金等の支払を停止することができるものとします。
  - (1)商品等の引渡しや移転、または役務の提供がなされていないこと。
  - (2)商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵(欠陥)があること。
  - (3)その他商品等の販売または役務の提供に関して、加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続を取るものとします。
3. 会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、本条第2項の申出をするときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
  - (1)売買契約が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人

契約または連鎖販売個人契約に係るものを除く。)であるとき、その他のカード利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。

(2)1回のペイフレックス利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。

(3)海外加盟店でカードを利用したとき。

(4)会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。

(5)本条第1項各号の事由が会員の責めに帰すべきとき。

6. 当社がカード利用代金等の残高から本条第1項に基づく支払の停止に係る代金に相当する額を控除して請求したときは、会員は控除後のカード利用代金等の支払を継続するものとします。

<別表>

(1)ペイフレックスにおける残高スライド弁済額表

毎月の締切日におけるペイフレックスの リボルビング未決済残高(円)	①	②
	弁済金(円)	弁済金(円)
100,000以下	3,000	7,000
100,001以上、200,000以下	6,000	14,000
200,001以上、300,000以下	9,000	21,000
以降1,500,000円までは同様に残高10 万円迄増加ごとに	3,000円加算	7,000円加算
1,500,001以上、1,800,000以下	60,000	135,000
1,800,001以上、2,100,000以下	75,000	165,000
2,100,001以上、2,400,000以下	90,000	195,000
2,400,001以上、2,700,000以下	105,000	225,000
2,700,001以上、3,000,000以下	120,000	255,000

\*②については新規の提供を中止しています。

\*弁済金は元本返済額および手数料金額の合算です。

(2)ペイフレックス利用代金およびこれに対する手数料、毎月  
の弁済金の具体的算定例は次のとおりです。

手数料率を14.9%、会員規約第13条第2項の支払期日を毎月10日、利用残高100,000円に対応する弁済金を3,000円、会員規約第13条第2項の毎月の締め日を毎月20日とします。また、A月20日のペイフレックス利用代金の未決済残高を100,000円とし、A月21日から翌B月20日までの間には、新たなカード利用はなかったものとします。なお、この間B月10日に弁済金3,000円(A月20日までの手数料を449円とし、弁済金にはこれが含まれています)が決済されたとします。

A月21日からB月20日までの各日の残高、その間の手数料、次回請求される弁済金は次のようになります。

未決済残高 A月21日からB月9日までの19日間:100,000円

B月10日からB月20日までの11日間:97,449円  
 手数料 (100,000円 × 14.9% × 19日 ÷ 365日) +  
 (97,449円 × 14.9% × 11日 ÷ 365日) = 1,213円  
 弁済金 3,000円  
 元本充当分 3,000円 - 1,213円 = 1,787円

<割賦販売法で定める法定用語の読替えについて>

\*割賦販売法で定める法定用語は、会員規約(特約を含む)、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、次の通り読み替えます。

● リボルビング払い

割賦販売法で定める法定用語	会員規約	ご利用代金明細書	登録完了通知
弁済金	毎月の弁済金、ペイフレックス利用代金の弁済金	弁済金額、今回ご請求金額、前回弁済金額	毎月のご返済金額、毎月の弁済金の額
包括信用購入あっせんの手数料	手数料	手数料、利息	
実質年率	手数料率	基本手数料率	手数料利率(実質年率)、基本手数料率(実質年率)

\*支払停止の抗弁に関する書面(ペイフレックス特約第7条)については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。

「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」

電話:0120-070979

(2019年2月1日改定)

ボーナス一括払い・分割払い特約

第1条 (総則)

1. 本特約は、アメリカン・エクスプレスのカード会員規約(以下「会員規約」といいます)の一部を構成し、カード利用代金等の支払区分に関する特則を定めるものです。この特約に定める事項以外は、会員規約が適用されるものとします。
2. 本特約は、次条に定めるボーナス一括払い・分割払い登録をされた会員がボーナス一括払いまたは分割払いを利用したときに、会員により承諾されたものとみなされます。

第2条 (ボーナス一括払い・分割払い登録)

1. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)(以下「当社」といいます)が発行するカードのうち当社が指定するカードの基本カード会員は、(1)当社に対して所定の方法で申込みをし、当社が審査

の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合、または、(2)あらかじめ当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合(ただし、当社は、基本カード会員からかかるサービスの利用を希望しない旨の申し出があった場合、利用登録を解除するものとします)、(以下(1)(2)あわせて「ボーナス一括払い・分割払い登録」といいます。)、本特約および会員規約に従い、ボーナス一括払い・分割払いを利用できるものとします。会員が当社の発行する複数のカードを貸与されている場合、ボーナス一括払い・分割払い登録はカードを特定した上で行います。

2. 当社は、必要があると認める場合(カードの再発行等によりカード番号の変更が生じた場合を含む)には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のボーナス一括払い・分割払い登録を解除し、またはボーナス一括払いもしくは分割払いの利用を一時停止することができるものとします。
3. ボーナス一括払い・分割払いの登録は、原則として日本国内に住居を有する会員に限り認められます。会員が、海外に転出した場合、ボーナス一括払い・分割払い登録およびその利用については当社の指示に従うものとします。

### 第3条 (ボーナス一括払い・分割払いの利用)

会員は、当社の指定する加盟店において、各カード利用の際に当該支払区分による返済方法を加盟店に指定することで、ボーナス一括払いおよび分割払いを利用できるものとします。ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがあります。また、当社は、各会員の未決済のボーナス一括払いおよび分割払いの利用件数を制限することができるものとします。

### 第4条 (ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠)

1. 当社は、ボーナス一括払い・分割払い登録に際して、基本カード会員ごとにボーナス一括払いおよび分割払いに共通の利用可能枠を設定し、対象カードを特定の上、所定の方法で基本カード会員に対し通知します。
2. 当社は、会員のカード利用状況や信用状況等を勘案し必要と認める場合には、特段の通知をせず随時ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠を増額または減額する事ができるものとします。ただし、当社は、基本カード会員から増額を希望しない旨の申出があった場合は、従前の利用可能枠に戻すものとします。
3. ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠は、基本カード会員および家族カード会員のボーナス一括払い・分割払い利用代金の未決済残高について適用され、会員は、ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠を超えない範囲内でボーナス一括払いおよび分割払いを利用できるものとします。なお、ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠超過の判断は、当社のシステム上行うものとし、利用代金の弁済があった場合

でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。

4. 本条に基づくボーナス一括払い・分割払い利用可能枠に加え、当社が別に定めるペイフレックス特約に基づくリボルビング払い利用可能枠の設定がされる場合、その総計は割賦販売法に定める上限を超えないものとします。また、会員が複数のカードを貸与されている場合において複数のカードにそれぞれ利用可能枠が設定される場合も同様とします。

### 第5条 (カード利用代金等の支払の特則)

1. 会員がボーナス一括払いを利用したカード利用代金等は、毎年8月または1月の約定支払日に一括で支払うものとします。ただし、締日との関係で翌月または翌々月の約定支払日となることがあります。ボーナス一括払いの利用には手数料はかかりません。
2. 分割払いを利用した場合のカード利用代金等の合計は、ご利用代金に別表(1)による分割払手数料を加算した金額となります。また、分割支払金は分割支払金合計を支払回数で除した金額(1円単位の端数は最終回算入)となります。分割払いの支払回数、実質年率、計算方法は別表のとおりとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由があるときは、当社は、あらかじめ会員に通知することによって、当該手数料を変更できるものとします。また、加盟店により指定できない支払回数があります。
3. 前項の規定にかかわらず、毎月の締切日において、ボーナス一括払いおよび分割払いのご利用代金が、理由の如何を問わず、ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠を超過した場合には、会員は、その超える金額を一括払いにより支払っていただくものとします。
4. 会員は、当社が別途定める方法に従い、分割払いに係る債務を一括して返済する事ができます。この場合、当社は、当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料の請求をせず、会員は残元本に相当する額を当社に支払うものとします。

### 第6条 (遅延損害金の特則)

ボーナス一括払いまたは分割払いの場合の遅延損害金は、会員規約第15条第1項にかかわらず、残元金に対し実質年率6.0%を乗じた額を超えないものとします。

### 第7条 (支払停止の抗弁)

1. 会員はボーナス一括払い・分割払いを利用して購入した商品等について次の事由が存するときは、会員規約第11条第1項にかかわらず、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、カード利用代金等の支払を停止することができるものとします。

- (1)商品等の引渡しや移転、または役務の提供がなされていないこと。
- (2)商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵(欠陥)があること。
- (3)その他商品等の販売または役務の提供に関して加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続を取るものとします。
3. 会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、本条第2項の申出をするときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
- (1)売買契約が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に係るものを除く)であるとき、その他のカード利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
- (2)ボーナス一括払い・分割払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
- (3)海外加盟店でカードを利用したとき。
- (4)会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
- (5)第1項各号の事由が会員の責めに帰すべきとき。
6. 当社がカード利用代金等の残高から本条第1項に基づく支払の停止に係る代金に相当する額を控除して請求したときは、会員は控除後のカード利用代金等の支払を継続するものとします。

<別表>

(1)分割払いのお支払回数、お支払期間、手数料率について

支払回数	3	5	6	9	10	12	15	18	20	24
支払期間(月)	3	5	6	9	10	12	15	18	20	24
実質年率(%)	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9
利用代金100円当たりの分割払手数料の額(円)	2.49	3.76	4.39	6.31	6.96	8.25	10.22	12.21	13.55	16.25

\*上記分割払いお支払回数ごとの手数料額は、ご利用代金100円当たりの分割手数料額を小数点以下2位まで示しており、実際にお支払いいただく金額は、端数処理により、下記お支払例とは若干異なることがあります。

(2)分割払いのお支払例

利用代金100,000円、10回払いの場合

①分割払手数料 100,000円 × (6.96÷100円) = 6,960円

②分割支払金合計 100,000円 + 6,960円 = 106,960円

③分割支払額 106,960円 ÷ 10回 = 10,696円

<割賦販売法で定める法定用語の読替えについて>

\*割賦販売法で定める法定用語は、会員規約(特約を含む)、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、次の通り読み替えます。

● ボーナス一括払い・分割払い

割賦販売法で定める法定用語	会員規約	ご利用代金明細書	登録完了通知
現金価格	加盟店でのカード利用代金、カード利用代金、利用代金	ご利用金額、ご利用分、元本分 ご請求額	
支払総額	分割支払金合計		
支払期間	お支払い期間	お支払い期間	支払い期間
支払回数、分割回数	分割払いの支払回数、お支払い回数	支払分の支払回数、お支払回数	お支払回数(分割払い)
支払分、分割支払額、分割支払金(分割方式)		今回お支払金額(お支払月額)、 今月ご請求額	
包括信用購入あっせんの手数料/分割払手数料	手数料	手数料、手数料ご請求額	
実質年率	手数料率	年利率、手数料率	分割払い手数料率(実質年率)

\*支払停止の抗弁に関する書面(ボーナス一括払い・分割払い特約第7条)については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。

「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」

電話：0120-070979

(2019年2月1日改定)

センチュリオン・ローン特約

\*本特約に定めるセンチュリオン・ローンは、2005年4月以降、新規提供を中止しております。

第1条 (総則)

1. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)(以下「当社」といいます)が発行するカードのうち当社が指定するカードの基本カード会員は、当社に対して所定の方法で申込みをし、当社が認めた場合、本特約およびアメリカン・エクスプレスのカード会員規

約(以下「会員規約」といいます)に従い、センチュリオン・ローン(以下「本ローン」といいます)を利用できるものとします。

2. 本ローンの契約期間は、前項の当社の受諾日からカードの有効期間満了までとし、更新カード発行により自動更新するものとします。ただし、当社が必要と認めた場合はいつでもこの契約期間を終了させることができます。

## 第2条 (借入申込み資格)

借入申込み資格者は当社が指定するカードの基本カード会員としますが、関連法規に基づく本人確認が未了の場合、申込資格は無いものとします。

## 第3条 (資金使途)

本ローンの資金使途は原則として自由とします。ただし事業性資金を除きます。

## 第4条 (融資極度額)

融資極度額は当社で審査の上融資決定極度額として通知した金額とします。会員は、本特約の定めるところに従い、この融資極度額の範囲内で繰返し融資もしくは追加融資を受けることができます。

## 第5条 (融資方法)

1. 本ローンの融資は、融資極度額設定後会員が所定の方法により申込み、当社が審査を行い適当と認めた場合に、カード決済口座へ融資金を振込むことにより成立するものとし、この日を融資日とします。
2. 本ローンの融資は10万円単位とします。
3. 理由の如何を問わず融資極度額を超えて融資が行われた場合にも本ローン規定が適用されるものとします。

## 第6条 (利率および利息の計算)

1. 本ローンの利率は、当社所定の利率を適用し所定の方法により別途通知します。
2. 当社は金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合は、当社所定の方法で契約者に通知することにより、本ローンに適用する利率を、一般に行われる金利を勘案した当社の適当と認める貸付利率に変更することができるものとします。変更後の貸付利率は、新貸付利率適用時における融資残高およびそれ以降の新規融資金に対して適用されるものとします。
3. 本ローンの利息は、前月の所定の締切りの翌日から当月の所定の締切の日までの期間に対し、日々の融資残高に本項に基づく利率をそれぞれ乗じた金額の合計額を1ヶ月分

とし、翌月の10日にお支払いいただきます。

4. 本ローンの融資から最初に到来する毎月所定の締切の日までの利息は、当該融資金額について年365日(うるう年は366日)の日割計算とします。以後の追加融資についても同様とします。

## 第7条 (実行手数料)

1. 本ローンの実行手数料として融資実行の都度所定の手数料および消費税をお支払いいただきます。
2. 実行手数料は、毎月所定日に締切り翌月10日にその月の返済額と合算してお支払いいただきます。

## 第8条 (融資極度額の減額、融資の中止)

当社は第12条に規定する事項が発生した場合等、必要と認められた場合にはいつでも本ローン契約の融資極度額の減額または新規融資の中止をすることができます。

## 第9条 (解約の届出)

本ローン契約を解約する場合は、書面にて当社に届出するものとします。カードを退会する場合およびカードを更新しない場合は、本ローン契約を解約したものとみなします。この場合融資残高があるときは、その金額と利息をただちに一括してお支払いいただきます。この場合の利息は第6条に従い年365日(うるう年は366日)の日割計算とします。

## 第10条 (センチュリオン・ローンの返済)

1. 返済開始日  
本ローンの返済開始日は、毎月所定の締切の日までの融資実行分については翌月10日(ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日)、毎月所定の締切りの翌日から月末までに融資したものについては翌々月10日(ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日)とします。
2. 返済方法
  - (1)本ローンの返済方式は、毎月の元利合計支払金額が一定である毎月定額返済方式とします。
  - (2)本ローンの毎月の返済額および返済方法は、融資極度額設定後、当社が別途通知するものとし、契約者はこれに同意した上で融資の申込をするものとします。ただし、毎月の返済額は、契約者の融資極度額に応じて変更されることがあります。
  - (3)本ローンの返済金は毎月10日(休日の場合は金融機関の翌営業日)にカード決済口座から自動振替の方法によりお支払いいただきます。
  - (4)本ローンの返済額から第6条による利息を差引いた金額を融資元金の返済に充当するものとします。

## 第 11 条 (返済金の充当)

会員の返済した金額が本規約およびその他の契約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社は会員に通知することなしに当社の適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても、会員は異議無いものとします。

## 第 12 条 (契約の解除・期限の利益の喪失)

会員が次の事由の一つにでも該当した場合には、当社は何ら通知催告なくして本ローンを解除することができます。この場合、会員は期限の利益を喪失し残金を一括して支払うものとします。ただし、本項の規定は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

- (1)本ローンを含め会員が当社に対する債務の一つでも期日の返済を遅延したとき
- (2)会員が当社とのすべての取引約定の一つにでも違反したとき
- (3)会員がカードの会員資格を喪失したとき
- (4)合理的な事由に基づき契約者の信用状態に重大な悪化があったと当社が判断したとき

## 第 13 条 (遅延損害金)

本ローンの返済が遅延した場合は遅延した金額に対し、また前項の規定により期限の利益を喪失した場合は残債務元金金額に対し、その翌日から完済日まで実質年率20.0%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。この場合の計算方法は年365日(うるう年は366日)の日割計算とします。

## 第 14 条 (繰上げ返済)

本ローン残高の一部を任意返済する場合には、当社指定の銀行口座にお支払いいただきます。本ローン残高の全部を繰上げて一括返済する場合は、利息を含めた残債務金額を当社にお支払いいただきます。この場合の利息は、第6条に従い年365日(うるう年は366日)の日割計算とします。

## 第 15 条 (会員規約の適用)

センチュリオン・ローンの利用に関して、本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。本特約で使用する用語は、特段の定めのない限り、会員規約と同一の意味を有するものとします。

(2010年6月1日改定)

〒167-8001 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号  
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)

関東財務局長(12)第00405号 日本貸金業協会会員 第002141号

## 個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

本同意条項および重要事項は、アメリカン・エクスプレスのカード会員規約(以下「本規約」といいます)の一部を構成します。

## 第 1 条 (個人情報の収集・保有・利用・提供)

1. 会員および入会申込者(以下「会員等」という。)は、当社が本規約に基づく取引(申込みを含む。以下「本契約」という。)を含む会員等との取引の与信判断および与信後の管理(支払い延滞時の督促および債権譲渡を含む。)ならびに付帯サービスの提供等を目的とし、以下の個人情報を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。
  - (1)所定の申込書等に会員等が記載した会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレスその他の連絡先、勤務先、家族情報、住居状況等(変更の届出があったものを含む。)
  - (2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、加盟店での利用に関する情報
  - (3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
  - (4)本契約に関する会員等の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の返済状況
  - (5)犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項、および、会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項
  - (6)当社または業務委託先が収集した転居先、勤務先、電話番号等の連絡先情報および適法に交付を受けた会員等の住民票、戸籍謄抄本等の情報
  - (7)官報・電話帳等一般に公開されている情報
  - (8)その他会員等から申告を受け、またはお問合せにより当社が知りえた情報(会員等との間の会話録音による音声情報を含む。)
2. 会員等は、前項に定めるもののほか以下各号の目的のため、当社が個人情報を利用することに同意するものとします。当社の具体的事業に関しては当社ホームページに掲載してあります。
  - (1)クレジット・カードの基本的機能および付帯サービス等の提供
  - (2)クレジット・カードに関する加盟店との連絡および加盟店管理のため
  - (3)当社、関連会社または加盟店の事業に関する、郵便、電話、Eメール等の方法による営業案内
  - (4)当社または関連会社、提携会社の金融商品・サービス等の販売・勧誘
  - (5)当社が代理店として各保険会社・共済の委託を受けて行

う各社の損害保険、生命保険、共済およびこれらに付帯・関連するサービス等の提供のため

- (6) 当社の事業における市場調査、統計作成、商品開発
- (7) お申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続
- (8) 各種お問合せ・ご要望に対する対応、サービス向上、および当社からの連絡のため(支払請求に関する連絡を含む。)
- (9) 当社の法律上の権利行使または義務履行のため
- (10) その他、対象となる会員等から別途同意を頂いた目的

3. 会員等は、当社が、本条第1項および第2項の目的のため、本条第1項(1)から(8)までの個人情報を、以下の者との間で共同して利用することに同意するものとします。これらの情報の管理について責任は、当社が有するものとします。

(1) 当社が財務・事業の方針の決定を直接間接に支配する会社、ならびに、当社の財務・事業の方針の決定を直接間接に支配している会社、およびかかる会社の共通の支配に服する会社

(2) カード面に名称またはロゴマークが付された提携先企業

4. 会員等は、以下の場合に、当社が本条第1項(1)および(8)のうち目的達成に必要な最小限の個人情報をそれぞれ以下に記載の者に対して提供し、提供先が利用することに同意するものとします。

(1) 会員等の依頼に基づく旅行の手配などのために、運送・宿泊機関等および手配代行者(必要な場合に限る。)に対し、個人情報を電磁的方法等で送付することにより提供する場合

(2) 会員等の依頼に基づくクレジット・カードの付帯サービス(レストランの予約・ポイントの利用等)の提供のため、サービス提供会社に対し個人情報を提供する場合

5. 本条第2項(3)(4)による同意を得た範囲内で当社が会員等の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降当社での利用、他社への提供を中止する措置をとるものとします。ただし、カードおよびご利用代金明細書に同封される営業案内等の発送はこの限りではありません。

6. 会員等は、会員等のEメールアドレスに関して、当社が、不正利用対策を目的として、外国にある提供先に提出し、当該提供先が有する不正検知システムに照合すること、および、当該提供先により、不正利用対策を目的として、当該不正検知システム内に保有され、利用されることに同意するものとします。

## 第2条 (個人情報情報機関の利用および登録)

1. 会員等(ただし、本条においては家族カード会員を除く。)は当社が利用・登録する個人情報情報機関について、次の事項

に同意するものとします。

(1) 当社は、会員等との与信取引上の判断のために、当社が加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人情報機関」という。)および当該機関と提携する個人情報情報機関(以下「提携個人情報機関」という。)に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合には、それを利用します。ただし、加盟個人情報機関および提携個人情報機関に登録されている個人の支払能力・返済能力に関する情報については、関連法令に基づき、支払能力・返済能力の調査以外の目的に利用しないものとします。

(2) 別表に定める登録情報(会員等に係る本人を特定するための情報および本契約に関する客観的な取引事実)が、加盟個人情報機関に別表に定める期間登録されること、ならびに、登録された情報が加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されること。

(3) 前号により、加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、その正確性・最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等、加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲内において、加盟個人情報機関および提携個人情報機関ならびにその加盟会員によって相互に提供または利用されること。

2. 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、連絡先等および登録される情報とその期間は別表をご覧ください。また、当社が契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、当該機関に照会・登録する場合には、別途書面等の方法により会員等に通知の上、法令等に基づき所定の対応を行うものとします。

## 第3条 (情報の開示、訂正・削除)

1. 会員等は、当社および加盟個人情報機関に対して、個人情報保護に関する法律の定めるところに従い所定の方法により、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(1) 当社に開示を求める場合は、本同意条項および重要事項末尾に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

(2) 個人情報情報機関に開示を求める場合は、別表記載の各個人情報情報機関にご連絡ください。

2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第4条 (不同意の場合)

当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しな

い場合、または本同意条項および重要事項に定める個人情報の取扱いの全部または一部を承認しない場合、入会を断りまたは退会手続を取ることがあります。ただし、第1条第2項(3)(4)の取扱いを承認しない場合は、この限りではありません。

## 第5条(契約の不成立および会員資格取消・退会の場合)

1. 本契約が不成立の場合であっても、入会申込みをした事実は、第1条および第2条第1項(2)に基づき、不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 当社は、カードの表面または裏面に刻印されているカード有効期間の経過、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、第1条第1項および第2項(9)ならびに第2条第1項に定める目的で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

## 第6条(条項の変更)

本同意条項および重要事項は、当社所定の手続きにより、法律上認められる範囲内で変更できるものとします。

<別表>

### ● 加盟信用情報機関の名称・連絡先等

名称：株式会社 シー・アイ・シー（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

名称：株式会社 日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

住所：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp>

### ● 登録情報および登録期間

登録情報	登録する信用情報機関とその期間
(1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左欄(2)以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
(2) 本契約に係る申込みをした事実	●(株)シー・アイ・シーへの登録：当社が照会した日から6ヶ月間 ●(株)日本信用情報機構への登録：当社が照会した日より6ヶ月以内
(3) 本契約に係る客観的な取引事実	●(株)シー・アイ・シーへの登録：契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内 ●(株)日本信用情報機構への登録：契約期間中および契約終了後5年以内（ただし債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生から1年以内）
(4) 債務の支払を延滞した事実	●(株)シー・アイ・シーへの登録：契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間 ●(株)日本信用情報機構への登録：契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内

当社が登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報、契約日、契約の種類、入金日、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月日、支払状況（解約、完済等の事実を含む。）等、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。

<お問い合わせ・ご相談窓口>

\*個人情報に関する開示・訂正・削除や利用・提供中止の申出、その他お問合せは、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまたはカード裏面に記載のアメリカン・エクスプレスの連絡先までお願いします。

「メンバーシップ・サービス・センター」

各メンバーシップ・サービス・センターの名称と電話番号は以下の通りです。

アメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード会員：  
電話：0120-010120

アメリカン・エクスプレス・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・カード会員：  
電話：0120-020120

アメリカン・エクスプレス・ブルー会員：  
電話：03-3220-6580

\*アメリカン・エクスプレスのホームページアドレス：  
<https://www.americanexpress.co.jp>

(2019年2月1日改定)